

令和5年5月8日

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における
対応について（お知らせ）

雲南市教育委員会

本市の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における対応について、文部科学省および厚生労働省、島根県教育委員会の方針を踏まえて、以下のとおりといたします。本市内各学校において、本市の方針に基づき適切な対応を行います。保護者・地域の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

I 学校における対応のポイント

1. 平時から求められる感染症対策

(1) 児童生徒の健康観察

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう呼びかける
- ・ 児童生徒等の健康状態の把握は重要だが、体温を毎日チェックさせ学校に提出させる取組は不要

(2) 換気の確保

- ・ 気候上可能な限り常時換気、困難な場合にはこまめ（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）に、2方向の窓を同時に開けて行うようにする（換気機能のないエアコンも換気は必要）
- ・ 冬季も同様に換気を行うが、防寒目的の衣服の着用をするなど、室温低下による健康被害を防ぐ

(3) 手洗い等の手指衛生の指導

- ・ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを指導

(4) マスクの扱い

- ・ マスクの着用を求めないことを基本とすること

(5) 清掃・消毒

- ・ 清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することが重要
- ・ 清掃活動とは別に日常的な消毒活動を行うことは不要

(6) その他

- ・ 病気や障がい等がある児童生徒については、学校医、主治医の意見も参考に、各学校の状況に応じて対応

2. 感染症流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

(1) マスクの取扱い

- ・ 感染症流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること（その場合にも、着用を強制することがないようにすること）

(2) 活動場面ごとの感染症対策

- ・ 感染症流行時等には、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施にあたって、活動場面に応じて、一時的に以下の対策を講じること
 - ① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話は控える
 - ② 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保

(3) その他

- ・ 病気や障がい等がある児童生徒については、学校医、主治医の意見も参考に、各学校の状況に応じて対応

3. 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

(1) 出席停止

- ・ 感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意
- ・ 合理的な理由（例えば、家庭内または学級内で感染者が判明したなど）で、感染不安で休ませたいと相談があった者等については、引き続き「校長が出席しなくても良いと認めた日」として扱うこと

II 教育委員会が行う臨時休業等の判断基準

- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し以下のとおり臨時休業等の検討を行う

1. 学級閉鎖

- ・ 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合
 - (1) 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く
- ・ 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する

2. 学年閉鎖

- ・ 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

3. 学校全体の臨時休業

- ・ 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合